

第三十八号

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

種 類	名 称	位 置
法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設	ライトホーム	徳島市南二軒屋町二丁目

第三条第一項中「児童福祉施設」を「ライトホーム」に改め、同項第一号中「第七条第三項に規定する知的障害児施設支援及び同条第五項に規定する盲ろうあ児施設支援」を「第七条第二項に規定する障害児入所支援」に、「第二十四条の二第二項」を「第二十四条の二第二項第一号」に、「特定費用」を「入所特定費用」に改め、同項第二号中「第五条第九項」を「第五条第八項」に、「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

第五条第一号中「及びその」を「、日常生活の指導及び」に、「指導又は援助」を「知識技能の付与」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県立あさひ学園を社会福祉法人徳島県社会福祉事業団に譲与することに伴い、当該施設を廃止するとともに、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。